

令和 8 年門真市教育委員会第 4 回定例会

開催日時 令和 8 年 4 月 27 日（月）午後 2 時

開催場所 本館 2 階 大会議室

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 3 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 8 年度門真市教育委員会事務局人事について)
- 日程第 4 承認第 4 号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市立水桜小学校の敷地の変更について)
- 日程第 5 承認第 5 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 7 年度教育費補正予算の見積り申出について)
- 日程第 6 議案第 19 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条第 3 項の
規定に基づく協議について
- 日程第 7 報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1
項第 1 号に係る報告
- 日程第 8 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

出席委員

教育長	富田 明德
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	三村 泰久
教育部次長	十河 大輔
教育部総括参事	高山 拓也

教育部教育総務課長	清水	順子
教育部学校教育課長	太田	雅貴
市民文化部生涯学習課長		
兼 門真市立北島図書館参事	船木	慎二

富田教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第1 会議録署名委員の指名

富田教育長より 満永 誠一 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 承認第 3 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 8 年度門真市教育委員会事務局人事について)
説明者 水野教育部長

人事異動内容については、別添資料のとおり。

[全委員異議なく、承認]

日程第 4 承認第 4 号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市立水桜小学校の敷地の変更について)
説明者 清水教育総務課長

議案書10ページから12ページまでをご覧ください。本件は、門真市立水桜学園の設置により、教育総務課所管の教育財産である門真市立水桜小学校の敷地の全部を、財産活用課の管理する、普通財産に変更するものであります。

変更する土地の場所につきましては、議案書11ページに記載しております

[全委員異議なく、承認]

日程第 5

承認第 5 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 7 年度教育費補正予算の見積り申出について)
説明者 清水教育総務課長

歳出からご説明いたします。議案書15ページをご覧ください。
款：教育費、項：教育総務費、目：教育振興基金費、783万4千円の追加は、教育振興基金への積立てを行うためのものです。

次に、款：教育費、項：教育総務費、目：事務局費、7万7千円の追加は、学校適正配置推進事業による第四中学校の除却に伴い、通信環境整備に係る国庫支出金の一部を返還するため、償還金利子および割引料の歳出予算を計上するものです。

次に、歳入についてであります。戻りまして議案書14ページをご覧ください。款：財産収入、項：財産運用収入、目：利子及び配当金783万4千円の追加は、教育振興基金利子として計上するものです。

次に、款：寄附金、項：寄附金、目：教育費寄附金、25万円の追加は、寄付金を計上するものです。

次に、繰越明許費でございます。議案書16ページをご覧ください。款：教育費、項：教育総務費、学校適正配置推進事業、6,191万8千円につきましては、事業完了に日数を要するため、令和8年度に繰り越すものであります。

[全委員異議なく、承認]

日程第 6

議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づく協議について
説明者 清水教育総務課長

議案書17ページからをご覧ください。本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条3項の規定に基づき、門真市長から門真市立文化創造図書館条例施行規則を定める旨の協議があり、同意するものです。規則（案）の内容につきましては、市民文化部生涯学習課長よりご説明いただきます。

富田教育長： それでは、門真市教育委員会会議規則 第21条第2項に基づき市民文化部生涯学習課長に出席していただいておりますので、ご説明お願いいたします。

船木生涯学習課長： 議案書19ページからをご覧ください。門真市立文化創造図書館条例施行規則につきましては、門真市立文化創造図書館条例の施行について必要な事項を定めるものでございます。第2条では、開館時間外の利用許可について、規定しております。第3条から第8条では、団体用貸出施設の利用申請等について規定しております。第9条では、個人用貸出施設の利用申請等、第10条では、特別設備の設置等の申請、第11条では、貸出施設の利用中における職員の立ち入り、第12条では、入館の制限、第13条では、貸出施設利用者の遵守事項、第14条では、入館者の遵守事項、第15条では、汚損等の届け出、第16条では、利用後の点検、第17条では、利用料金の還付、第18条では、利用料金の減免の基準、第19条では、附属設備の利用料金、第20条では、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める旨について、規定しております。

施行日は、令和8年5月13日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項に係る報告

報告者 太田学校教育課長

富田教育長： 本件は、個人情報にかかわる部分が含まれ、秘匿にする必要がありますので、非公開にて審議したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

各教育委員： 異議なし

富田教育長： 異議がございませんので、本件は、非公開にて報告します。

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後 2 時17分から午後 2 時19分まで

日程第 8

諸報告

富田教育長： 例のとおり、諸報告の全ての報告を願い、その後、質疑応答をします。

番号 1 令和 8 年度門真市一般会計当初予算について
報告者 水野教育部長

諸報告資料の 1 ページをご覧ください。門真市一般会計当初予算の主な概要についてでございます。8 年度におきましては、市税収入の増加を見込まれる一方で、社会保障関係経費、公共施設の老朽化対策等に係る経費等の増加など、財政状況は厳しいものの門真市第 6 次総合計画に掲げる、目指すまちの将来像である人情味あふれる！笑いのたえないまち門真の実現に向け、市民ニーズや社会経済環境の変化に柔軟に対応するとともに、急速に進行する少子化への対策等、将来世代に責任を持って引き継ぐべき施策については、着実に推進する予算とされたものであります。上段には、歳入として、1 款、市税、以下、20 款、市債まで記載させていただいております。下段には、歳出を記載し、教育委員会所管の予算が含まれる 9 款、教育費は、102 億 3,162 万 9 千円で、89 億 8,924 万 5 千円の減、対前年度比 46.7% 減でございます。一般会計予算の総額であります、849 億 7,200 万円で、2 億 8,700 万円の減、対前年度比 0.3% 減となっております。

次に 2 ページから 3 ページをご覧ください。教育費当初予算の

概要につきましては、令和 8 年門真市教育委員会第 2 回定例会に上程させていただきました「議案第 9 号令和 8 年度教育費当初予算の見積り申出について」でご説明を申し上げましたので、省略させていただきます。合計額といたしまして、令和 8 年度は88億 5,225万 9 千円となっており、対前年度33億4,503万 8 千円の減額となっております。

なお、本教育費当初予算には、市長部局へ補助執行している幼稚園関係、社会教育関係の予算も含んでおります。

番号 2 門真市学校給食費等の管理に関する規則の一部を改正する規則

報告者 清水教育総務課長

諸報告資料 5 ページからをご覧ください。規則改正の主な内容であります。近年の著しい物価高騰に伴い、給食物資代金も上昇しており、これまでと同等の給食が提供できなくなる恐れがあるため、給食費の値上げをするものです。第 3 条で児童・生徒の学校給食費の額を、第 9 条では教職員等の給食費を定めており、小学校及び義務教育学校の 1、2 年生の児童については 275 円から 300 円へ、小学校及び義務教育学校の 3 から 6 年生の児童、小学校及び義務教育学校後期の教職員等については、280 円から 305 円へ、中学校及び義務教育学校後期の生徒、教職員等については、340 円から 370 円へ改正いたします。

また、第 5 条及び第 10 条において、長期欠席や児童・生徒、長期休暇の教職員等については、保護者や本人より減額の届出することを定めておりましたが、対象者分の食数を差し引いた食数を学校より報告いただくことにより把握が可能となるため、手続きの簡素化のため、届出について削除いたしました。

なお、附則としまして、施行日を令和 8 年 4 月 1 日としております。

番号 3 門真市就学援助費支給規則の一部改正について

報告者 太田学校教育課長

改正箇所は大きくは2か所です。一つ目は、第2条について、学校給食費の抜本的な負担軽減の実施に伴い、小学校又は義務教育学校の前期課程に在籍している者の保護者への給食費の支給をしない旨規定いたしました。二つ目ですが、第2条の就学援助費のうち、「地域クラブ活動参加費」を削除しております。なお、生活困窮世帯に対する「地域クラブ参加費」の支援につきましては、事業者で参加費を減免し、減免された参加費を委託料として支払う予定としております。

番号4 門真市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について

報告者 太田学校教育課長

改正箇所は大きくは1か所です。第2条について、門真市就学援助費支給規則同様、小学校又は義務教育学校の前期課程に在籍している者の保護者への給食費の支給をしない旨規定いたしました。

—すべての報告が終了—

富田教育長 閉会宣言 午後2時22分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 富 田 明 徳

署名委員 満 永 誠 一